

防府市小学校給食調理等
一部業務委託事業

募 集 要 項

令和 8 年 7 月

防 府 市

目 次

	見 出 し	ページ
I	募集要項等の定義	1
II	事業の概要	1
III	業者募集等のスケジュール	2
IV	応募の条件等	2
V	提案書等の審査	5
VI	提案等に関する条件	5
VII	事業実施に関する事項	5

I 募集要項等の定義

防府市（以下「市」という。）は、「防府市立松崎小学校、防府市立新田小学校、防府市立右田小学校」において、令和9年度から5年間における給食調理等の一部業務を民間業者に委託する。

給食調理等の一部業務を実施する業者の決定に当たっては、給食調理等の一部業務の安全性を確保するため、提案書とプレゼンテーションの審査で一定水準以上の業者を選定後に入札を行う公募型指名競争入札（提案型）により決定する。

この募集要項は、防府市小学校給食調理等一部業務委託事業に係る業者の募集に関して必要な事項を定めたものである。

なお、この募集要項、要求水準書及び様式集を「募集要項等」と定義する。

要求水準書：市が業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

II 事業の概要

1 事業名称及び事業場所

防府市立松崎小学校給食調理等一部業務委託事業

所在地	山口県防府市東松崎町1番1号
建築年月	昭和53年2月（平成20年8月改修）
延床面積	198㎡（給食調理室他）

防府市立新田小学校給食調理等一部業務委託事業

所在地	山口県防府市大字新田1014番地の1
建築年月	昭和54年3月（平成20年8月改修）
延床面積	160㎡（給食調理室他）

防府市立右田小学校給食調理等一部業務委託事業

所在地	山口県防府市大字下右田10086番地の2
建築年月	昭和49年5月（平成26年8月改修）
延床面積	166㎡（給食調理室他） 69㎡（校舎配膳室）

2 業務内容

別紙「要求水準書」のとおりとする。

3 事業期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

※各事業ごとの募集とする。

Ⅲ 業者募集等のスケジュール

募集スケジュール一覧表

募集開始日（募集要項及び要求水準書配布）	令和 8年 7月21日
募集要項等に関する説明会（要申込）・現場見学会	令和 8年 7月30日 午後1時から
募集要項等に関する質問の提出期限	令和 8年 8月 4日 午後4時まで
募集要項等に関する質問に対する回答	令和 8年 8月10日（予定）
参加表明書提出期限	令和 8年 8月17日 午後4時まで
参加表明書（兼応募資格審査申請書）の結果の通知	令和 8年 8月24日（予定）
提案書類等の提出期限	令和 8年 9月 4日 午後4時まで
提案書に係るプレゼンテーション	令和 8年10月 6日
資格審査及び審査に関する結果の通知	令和 8年10月23日（予定）
入札予定	令和 8年11月 上旬
契約予定	令和 8年12月 中旬
業務開始	令和 9年 4月 1日
給食開始	令和 9年 4月12日（予定）

＊令和8年7月30日の説明会は、山口県防府市鐘紡町7番23号 防府市学校給食センター2階 レクチャールームで、午後1時から行う。

説明会への参加を希望する場合は、7月27日（月）正午までに、学校給食管理室（防府市学校給食センター）へ電話（0835-27-0141）で申込みをすること。

説明会終了後、調理場（調理室の外から見学）の現場見学会に案内する。（希望者のみ）

Ⅳ 応募の条件等

1 応募資格

- （1）防府市の物品調達等に係る入札参加資格を有していること。
- （2）下記の条件を満たしていること。
 - ① 本委託業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財務能力を有していること。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
 - ③ 防府市の指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申し立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申し立てをしていないこと。
 - ⑤ 国税及び地方税を完納していること。
 - ⑥ 募集開始日から過去3年間に、学校給食調理業務において食品衛生法の営業停止の処分を受けていないこと。
 - ⑦ 募集開始日から過去5年以上継続して、大量調理施設での調理実績を有していること。
 - ⑧ 製造物損害賠償保険（PL保険）等の損害補償制度及び食中毒保険に加入していること。
 - ⑨ 応募資格（2）①から⑧までの条件を満たし、業務委託契約を継続できる業者を契約保証人にできること。（契約保証人については、応募資格（1）は不要）

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類等要件

ア 参加表明書提出時

- ① 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）
- ② 会社概要
- ③ 決算書等（直近決算2年分）
（貸借対照表、損益計算書等）
- ④ 商業登記簿謄本（写可）
※募集開始日の3か月前から提出日までの間に発行されたものを提出すること。
- ⑤ 納税証明書（防府市税「滞納のないことの証明書」（法人・法人の代表者）（写し不可）、
国税「未納の税額のないことの証明」（法人「その3の3」）（写し不可））
※募集開始日の3か月前から提出日までの間に発行されたものを提出すること。
- ⑥ 募集開始日から過去3年間に於ける食品衛生法の営業停止処分の有無について（様式第3-1号、様式第3-2号）
- ⑦ 募集開始日から過去5年以上継続している大量調理施設での調理実績を有していることを証する書類
- ⑧ 製造物損害賠償保険（PL保険）等の損害補償制度及び食中毒保険に加入していることの証明ができるもの（保険証の写し等）
- ⑨ 契約保証人の概要書（様式第12号）
（注）すべての要件を満たしていない場合又は事実と相違のあったときは、失格とする。

イ 提案書提出時

- ① 審査に係る提案書類提出書（様式第4号）
- ② 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書（様式第5号）
- ③ 業務実績等提案書（様式第6号）
- ④ 調理業務等実施体制に関する提案書（様式第7号）
- ⑤ 学校給食調理業務の円滑な運営に関する提案書（様式第8号）
- ⑥ 衛生管理業務に関する提案書（様式第9号）
- ⑦ 従事者等の研修に関する提案書（様式第10号）

*その他留意点

- ① 提案書はA4版左綴じとし、左端2か所をホチキス留めする。
- ② 提案書等を受理した後の追加修正は認めないものとする。

(4) 提案書の扱い

著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は提案書の内容を審査等必要な範囲において使用できるものとする。

提案書は、原則として返却しないものとする。

(5) 資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

また、この検討の範囲内であっても、市の方承を得ることなく第三者に対しこれを使用させたり又は内容を提示したりすることを禁止する。

(6) 提案書等の提出手続き関係並びに留意点

ア 提案書の提出

- ① 提出する提案書は1案とし、25部提出する。
- ② 防府市教育委員会 教育部 学校教育課 学校給食管理室に提出する。
※郵送等による提出の場合は、提出期限までに必着のものを有効とする。

イ 募集要項等及び提案書等に関する質疑応答

質疑事項は、質問書（様式第1号）により、内容を簡潔にまとめて記載し、令和8年8月4日(火)午後4時までに防府市教育委員会 教育部 学校教育課 学校給食管理室へ提出する。
(FAXによる) FAX0835-23-0141

質疑に対する回答は、防府市公式ホームページで令和8年8月10日(月)(予定)までに公表する。なお、電話及び口頭等の個別の対応は行わない。

この質疑回答書は、募集要項等の追加又は修正とみなすこととする。

(7) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第11号）を提出する。

(8) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ア 提出期限までに提案書の提出が無かった場合。
- イ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ウ 参加表明書提出時から指名競争入札権者の決定までに、応募資格の要件を満たさなくなった場合。
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(9) 委託金額

松崎小学校、新田小学校、右田小学校は、令和9年度から13年度までを債務負担行為として設定する。

なお、この額は、消費税及び地方消費税を含む（消費税率10%として計算）金額である。

参考 各年度の予算額

年度／学校	松崎小学校	新田小学校	右田小学校
令和9年度	35,481,600 円	32,234,400 円	32,234,400 円
令和10年度	35,481,600 円	32,234,400 円	32,234,400 円
令和11年度	35,481,600 円	32,234,400 円	32,234,400 円
令和12年度	35,481,600 円	32,234,400 円	32,234,400 円
令和13年度	35,481,600 円	32,234,400 円	32,234,400 円
計	177,408,000 円	161,172,000 円	161,172,000 円

(10) その他

- ア 市が提示する資料及び回答書は、本募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、全応募者に通知する。
- ウ 一部業務委託事業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

V 提案書等の審査

1 選定委員会による審査

防府市小学校給食等調理等一部業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、提案書等の審査を行う。

2 審査の方法

（１）応募資格の確認審査

市は、提出のあった参加表明書（兼参加資格審査申請書）について、募集要項に記載している応募者の備えるべき条件を満たしているかどうかの確認をする。資格不備の場合は、失格とする。

（２）指名競争入札参加業者の選定

選定委員会は、応募者の提案書とプレゼンテーションによる審査で一定水準以上の業者を指名競争参加業者として選定する。

ア 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の①から③の項目を満たしていることを確認する。１項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

- ① 提案書全体について、同一事項に対する２通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。
- ② 提案書全体について、様式集に従った構成（項目、枚数制限等）となっていること。
- ③ 当該提案に関連する様式集の各様式に示す項目に対する提案の内容が、要求水準書を満たしていること。

イ プレゼンテーションによる審査

選定委員会は、業者選定審査項目（別紙１）により記載された内容を評価し、得点の合計が標準点より高い提案をした業者を選定する。

＊プレゼンテーションに際し、選定委員に資料を見せるために、パソコン・プロジェクターを使用しないこと。

VI 提案等に関する条件

1 リスク管理方針

委託契約後の市と業者の主なリスク分担は、別紙２のとおりとする。

VII 事業実施に関する事項

1 業務の継続が困難となった場合の措置

（１）業者の債務不履行の場合

業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

（２）市の債務不履行の場合

ア 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、業者は契約を解除することができる。

イ アにおいて、業者が契約を解除した場合、業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

（３）当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び業者双方により業務継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は業者は契約を解除することができる。

2 市による本事業の実施状況の監視

市は、事業契約に基づき、提供されるサービスを確認するため、本事業の実施状況の監視を次のとおり行う。

(1) モニタリング

市は、業者が提供するサービス内容の把握を目的に、定期的又は随時に監視を行う。

(2) 支払の減額等

委託契約書及び要求水準書で定められたサービス水準を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

3 給食協議会

学校の給食協議会で、調理業務の円滑化を促進するための協議等を行う。

4 その他

事業予定者が事業契約を締結しない場合は、2番目の入札者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合に契約を締結する。

また、契約の締結に当たっては、給食数などが変更になる場合等があるので、委託契約書は、決定業者と別途協議する。

*主催者 防府市

*事務局 防府市教育委員会 教育部 学校教育課 学校給食管理室（防府市学校給食センター）

〒747-0823 山口県防府市鐘紡町7番23号

TEL 0835-27-0141 FAX 0835-23-0141

防府市小学校給食調理等一部業務委託事業に係る業者選定審査項目
(各事業共通)

審 査 項 目	
1. 学校給食に対する基本的な考え方	①学校教育活動の一環としての学校給食に理解があるか。
	②食の面から学校教育に携わることの重要性を認識し、努力することが見込まれるか。
	③提出された献立を安全に調理し、児童に「安全・安心でおいしい」給食を提供するためのコンセプトを有すると見込まれるか。
	④学校給食の運営全般に関して協力的であると見込まれるか。
	⑤市教育委員会、山口健康福祉センター等の立入検査や施設内の補修工事等の立会いに協力的であるか。
2. 調理業務等に関すること	①大量調理施設または学校給食調理施設の受託実績があるか。
	②責任者、副責任者、常勤者は、市が指定する資格・経験年数・人数を満たしているか。
	③調理業務等従事者は調理等に必要な人数が配置され、病欠等による代替確保に対応できるか。
	④調理業務等従事者を、市内在住者優先で雇用することが見込まれるか。
	⑤アレルギー食について適切に対応できるか。
	⑥市からの伝達事項が、迅速かつ的確に伝達される体制が整っているか。
	⑦調理場での事故防止及び事故発生時の対応の体制が整っているか。
3. 衛生管理業務に関すること	①「学校給食衛生管理基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づいた調理業務を行うことが見込まれるか。
	②調理業務等従事者の健康管理（定期的な健康診断・検便等）が確実に行われるか。
	③設備・衛生項目等の定期的及び臨時的検査を自主的に実施する等、安全衛生管理体制が整備されているか。
	④調理業務等従事者に対する食品の安全衛生管理や調理技術向上に関する教育・研修体制が整っているか。
	⑤調理業務等従事者に行政機関等が主催する衛生管理等の研修に参加させることが見込まれるか。
	⑥募集開始日から過去3年間に、衛生管理上の事故を起こしていないか。起こしていた場合、事故後の対応は十分改善されたか。

別紙2

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	業者
事業の中止・延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	事業内容の変更等	○	
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設・機器等損傷リスク	業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
需要変動リスク ※	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外		○
調理事故・異物混入等リスク	業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

※ 需要変動リスク（給食数の日々の変動に伴う勤務調整等）は、業者の負担とする。